

会 議 記 録

会議名 学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会

開催日 令和7年9月17日(水) 開会 午後 1時00分

閉会 午後 2時51分

出席者 委 員 委員長 内 海 まさかず

小 平 啓 佑 大 浦 兼 政 針 谷 育 造

青 木 一 男 松 本 喜 一 天 谷 浩 明

広 瀬 義 明 氏 家 晃 白 石 幹 男

関 口 孫 一 郎

議 長 梅 澤 米 満

副 議 長 大 谷 好 一

事務局職員 事務局長 森 下 義 浩 課 長 野 中 繭 実 子

係 長 小 林 康 訓 主 任 齊 藤 千 明

学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会議事日程

令和7年9月17日 議員定数及び議員報酬検討委員会終了後 全員協議会室

日程第1 100条調査権の概要について

日程第2 資料の分析について

◎開会及び開議の宣告

○委員長（内海まさかず君） ただいまの出席委員は11名で、定足数に達しております。

ただいまから学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会を開会いたします。

（午後 1時00分）

◎諸報告

○委員長（内海まさかず君） 議事に入る前に申し上げます。

本委員会は原則公開といたします。ただし、個人情報や名誉に関わる調査等を行う場合においては秘密会とすること。証人が証言しやすい環境づくりが必要な場合などにおいては傍聴を制限する、また傍聴者の退場をお願いすることがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

◎議事日程の報告

○委員長（内海まさかず君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎100条調査権の概要について

○委員長（内海まさかず君） 日程第1、100条調査権の概要についてを議題といたします。

委員の皆様には100条調査権について共通認識をお持ちいただくため、議題とさせていただきます。

資料1を御覧ください。参考資料です。それでは、参考資料、私のほうから説明させていただきます。

1ページ、100条調査権について、二重丸の意義の部分です。これを読み上げます。

100条調査権は、地方自治法第100条に根拠を有する議会の調査権であり、当該地方公共団体の事務に関し議会が調査できる権限をいいます。この調査権は、条例や予算の議決などの権限を有効・適切に行使するため、さらに執行機関に対する監視権限を実効的に行使するためのものです。調査の行使に際し、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができます。そして、正当な理由なく、この請求に応じない場合のために議会に告発する権限が付与され、調査の実効性が担保されています。

その下、地方自治法第100条第1項、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。」

二重丸の部分です。調査権の法的性質、100条調査権は、二元代表制の下、住民に代わって行政

を批判監督する議会の諸権能を行使するために十分な知識、正確な認識を有する必要があることから、補足的に与えられた権能であります。

2 ページになります。100条調査権の目的、その目的は、犯人検挙などを目的とする警察の捜査と異にします。違いますということです。不祥事件等に対し、発生原因、背景、事務の適正な執行の有無、今後、起こらないような体制づくりはできるのかなど、当該事件等の再発防止をするにはどうすればよいかについて調査をすることを目的としている。これは議会にしかできないものであり、それにこそ意味があるというふうに言われております。

次の行使主体。行使主体は、本会議、その権限を委任された委員会。百条委員会は権限を委任された委員会に当たります。

行使の相手。選挙人その他の関係人と当該普通地方公共団体の区域内の団体等であります。

次と次を飛ばします。二重丸の調査権の範囲。調査できる範囲は、普通地方公共団体の事務に関するもので、自治事務、法定受託事務もその範疇となります。

次のページに入ります。3 ページです。調査権の限界です。何でも調査できるかということ、そうではなくて、一応制限、限界があるということです。ここで我々が注意しなければいけないのは、一番下のぼつの部分ですけれども、基本的人権との関係における限界。100条調査に当たり、基本的人権を侵害することはできない。ここは我々は気をつけていきたいと思っております。

その下、二重丸の100条調査における執行機関の出席。委員会で100条調査を行う場合の執行機関の出席は、法的には任意である。しかし、実務上は出席することが通例とされております。ちなみに本会議で100条をやった場合には、そこには執行部は義務として出なければいけないというふうにされております。

4 ページ目に入ります。100条調査における審議公開。基本的に百条委員会は公開とされます。また、委員外議員は、委員長の許可を要することなく傍聴可能です。

その下、二重丸、100条調査における秘密会。委員長または委員1人以上の発議で討論を用いなくて、委員会での過半数議決で秘密会とすることができます。覚えておいてください。

その下、100条調査における撮影、録音。証人の意見を聞いた上で、証言しやすい環境づくりに視点を置いた運用が求められておりますので、撮影や録音については、これはまた皆さんと協議をして決めたいと思っております。宿題とさせていただきます。

5 ページ目に入ります。上から2番目の二重丸、実地調査、実地検査、臨床尋問。委員が自宅等に赴き、質問や事情聴取を行う等の実情把握のための実地調査を行うことは可能です。この場合、委員派遣の手続が必要となります。

その下の実地検査、議会以外の場所に出向き、関係書類等を直接検査する実地検査は、百条委員会においては認められておりません。

その下の病気等により証人の出頭が難しい場合、委員が病院等に赴き尋問する臨床尋問も認めら

れておりません。

二重丸の証人喚問。証人喚問を行うのは、委員会の議決が必要となります。議決事項です。

次のページ、6ページになります。真ん中辺りの二重丸、証人喚問の対象。対象には、選挙人と、その下、その他の関係人になります。選挙人は、日本国民で年齢18歳以上、引き続き3か月以上、市の区域内に住所を有する者です。その他の関係人は、百条委員会が調査の対象に関係を有すると判断する者です。市外の方でも構いません。これは我々が判断することになります。

その下の米印ですけれども、選挙人その他の関係人には、法人は含まれない。自然人のみを指しております。法人に対しては、その代表者を証人とすることになります。

次のページ、7ページの中段辺りです。地方自治法第100条第3項及び第9項、第一項の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処することができます。というか、そういう規則になっております。ここが百条委員会が他の委員会と違うところ、大きな違いのあるところですよ。

少し中を飛ばさせてもらって、9ページになります。下段、尋問時間。尋問時間に法律上の制限はありません。尋問範囲の基準。尋問に当たっては出頭請求書に記載した事項の範囲で行うこととなります。

10ページになります。丸の2段目、関連尋問。原則として認めない運用が適切とされております。証人に対して召喚した理由の範囲内で尋問を行うこととなります。

その下、証言。証言では、証人は体験した事実を述べるものであって、意見を述べるものではないというところをご認識ください。

また、ちょっと飛びます。12ページになります。一番上の丸、公務員の証言拒絶権。公務員または公務員であった者は、職務上の秘密に属する事項については証言を拒否することができる権利を有しております。職務上の秘密とは、公務員が職務執行上、知り得た一般的に了知されていない事実で、それを一般に了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものをいうとされております。一般的には、これは過去の栃木市における事例では、税の滞納があったその税額とか、そういうものがこれに値すると思われまます。

次のページ、13ページ、下段のほう、地方自治法第100条第7項、「第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の拘禁刑に処する」というふうになっております。

次のページになります。14ページ、二重丸の記録の提出。法第100条第1項による記録の提出。記録の範囲は、資料等の文書、写真、設計図、DVD、CD、テープ等の記録媒体等も含まれるものとされております。

同じページが一番下の丸のところ。法第100条第1項と第10項の違い。第1項では、その対象が

自然人であり、罰則規定があります。第10項、これは法人その他の団体を対象とし、罰則規定はありません。

次のページ、15ページの上になります。①としまして、普通地方公共団体の議会は、当該地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。これが第1項です。

第100条の第10項の部分です。「議会が第一項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない」とされております。

以上が大まかな第100条の権能についての説明になります。

我々は証人尋問を行うときには、もう一度この部分を皆さんで共有していきたいと思いますが、今の説明の中で何かご質問等ありますでしょうか。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 5ページの実地調査、実地検査。臨床尋問は分かるのですが、実地調査、実地検査の部分をもう少し分かりやすく言っていただくと。議会以外の場所に出向き、関係書類を直接検査することはできないというのは、どういうあれなのかなと思いました。

○委員長（内海まさかず君） 私なりに答えられるのですけれども、ここは、もう一度勉強させてください。そしてまた、皆さんで共有してまいりましょう。

ほかにありますでしょうか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 12ページ上段のほうの公務員の証言拒絶権ということで、公務員は職務上の秘密に属する事項については証言を拒絶することができる権利を有するというところでございますが、となると、証人として来ていただいた公務員の方々から、必ずしも証言をいただけるということではないというふうにも考えられるのですが、実際、栃木市において十数年前に百条委員会を行ったときには、そういった権利を主張された方というのはいたのですか。

○委員長（内海まさかず君） いえ、過去の百条委員会では、ありませんでした。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今回、職務上の秘密に属する事項に触れる点も出てくる可能性がないとは言えないと思いますので、それを念頭にお尋ねするようになっていくようなのだろうなというふうに感じるのですが、これ主張されてしまうとどうにもならないなという点もありますので、その点についても、対策というか、何かしら考えを深めていったほうがいいのではないかと思います。

○委員長（内海まさかず君） そうですね。条文どおりに、職務上の知り得た秘密に関しては難しい部分があると思います。また、請求することもできるでしょうし、向こう側、相手側がどういうふうにするかという部分もあると思いますので、こういうのは法的判断が必要になってくると思いま

す。そのときには、この間もちょっと宿題にさせていただいた弁護士からのアドバイスというものもいただくことになるのかなと思います。そこの部分については、また詰めていきたいと思います。大丈夫でしょうか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 関連でお願いします。民事訴訟法第191条云々という括弧書きのことというのは、第191条、第197条の第1項第1号とか、国家公務員法第100条、地方公務員法第34条というのは、これに括弧書きにあるものは拒絶することができるという権利を持っているということで、普通そんなふうを読むのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） そうですね。私なりの解釈になってしまうので、もし違えば、また訂正していきたいとは思いますが、拒否をされた場合には、その理由を我々は求めることができるということだと、ここに書いてある文章はそういうことだろうなというふうに思います。

○委員（針谷育造君） 拒否の理由ということですね。

○委員長（内海まさかず君） はい。

ほかにありますでしょうか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 今の針谷育造委員の関連なのですが、その判断権は当該官公署が有する。要は公共の利益を害し、または公務の執行に著しい支障を生ずるおそれがあるかどうかで判断することになり、判断権は当該官公署が有する。当該官公署というのは、この調査特別委員会の場合、当該官公署というのは栃木市という理解でよろしいですか。

○委員長（内海まさかず君） そうなると思います。

○委員（氏家 晃君） そうすると、百条委員会でこういった事象が出てきたときに、それを市のほうで判断するということは、その議事録等をもってその判断をするのですか。

○委員長（内海まさかず君） 恐らく議事録等ではなくて、その内容だと思われます。職務上の秘密に属する、知り得た事実ですね。それが公表されることによって不利益を被る方がいらっしゃるというときには、それは公表しない、公にしないということが、その前に書いてあるので、その判断をするのは、まず当該官公署がされるのかなというふうに思います。

○委員（氏家 晃君） その場合、当該官公署は栃木市。

○委員長（内海まさかず君） 栃木市ではそうなると思います。

○委員（氏家 晃君） 栃木市の担当がいなかったら判断できないですね。

○委員長（内海まさかず君） 証言を求めるときに、その他の関係人ということで呼んだときに問題になってくるのかな、そういう意味ならば。判断をする人ということですよ。栃木市の職員を呼んだ場合は栃木市が判断することになりますので。

小林書記。

○係長（小林康訓君） 今、公務員の証言拒絶権のところなのですが、実務上の流れというふうなものになりますけれども、まず証言を求めるということは、何について証言を求めるといふのを百条委員会からその証言を行う者に通知をするわけです。その通知を受けた公務員は、所属する職場に、これに関して証言をしていいかというふうなものをあらかじめ了解をもらうというふうなのが実務上の流れなのだそうですが、実際、オリン電社のときに、そのこの部分の許可をどういうふうに取っていたかというのは、執行部側の話なので、議会のほうにはそういった記録がないというふうなところになります。ただ、流れについては、証言を求められた証人が、その証言事項について所属に許可を取って出席をして証言するというふうな、そういう流れかというふうに思われます。

○委員長（内海まさかず君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 証言というものは、百条委員会では非常に大事な、証人を呼べる。だから、今、そういった小林係長が言ったような手続を取って聞くという、原則、証人というものは、真実を述べるという立場にいるものですから、それが他に影響を及ぼすようなことは、職場で上司の判断なり協議という理解でよろしいでしょうか。

○委員長（内海まさかず君） そうですね。栃木市がどのような判断をするか、その百条から求められた証言項目にこれを答えていいというものを栃木市が判断するのだろうかというふうに思われます。この部分……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） そうですね。針谷委員。

○委員（針谷育造君） でも、原則的には証言は取れるのですよという原則が貫かれているというところの理解でよいのですよね。

○委員長（内海まさかず君） はい。

○委員（針谷育造君） でないと、百条委員会が形骸化してしまつてというような感想を持っているものですから。

○委員長（内海まさかず君） かしこまりました。基本的に証言はしていただくことになります。その例外として、こういうものが拒否できますよというものが書かれているものになりますので、基本は証言をしていただくことになります。

それで、民事訴訟法というものは、我々とはなじみがないので、やはりここら辺の部分に関しては、専門家のアドバイスをいただきながらやっていきたいと思っておりますので、また証人尋問に入る前に皆様とこの件に関しては協議をして、また勉強していきたいなというふうに思います。

ほかにありますでしょうか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 大浦委員から実地調査、実地検査あったけれども、今回の場合、実際に学童保育の施設を我々委員が検査するということはできないということなの。

○委員長（内海まさかず君） 調査、議会外で調査を行う。

〔「そこで資料とかそういったものを見せろとかっていうのが駄目
だよってことなんでしょ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） そうですね。その前に書類というものは提出の要請をしているので、見られるのかなとは思いますが。ここもやはりちょっと法的な部分に関してはアドバイスをもらいながらやっていかなければいけないという感じですね。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） この件からも、委員長に聞いても委員長の見解という形になりますので、当然百条委員会で弁護士等を雇い、そこで質問をしっかりと確認していくことが正しいことだと思いますので、ぜひそこを要望させていただきますので、早急に検討いただきたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） 了解いたしました。弁護士の方にアドバイスをいただくということ、これは一番。前回予算をつけておりますので、了解していただいているということで、そういうふうにしていきたいと思います。

ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） それでは、また進めていく上において、いろいろと疑問が湧いてくると思いますが、そのときにはやはり専門家にアドバイスを受けながら進めていきたいと思います。

それでは、委員の皆様においては、内容をよくご理解いただき、委員会の運営にご協力賜りますようお願い申し上げます。

◎資料の分析について

○委員長（内海まさかず君） 次に、日程第2、資料の分析についてを議題といたします。

民生常任委員会の所管事務調査の資料と会議録は、既に皆様に配付しております。本日はこの資料を用いて、まずは調査状況の共通認識をつくっていききたいと思います。

なお、前回の委員会においてご指摘のありました提出されている資料の黒塗り部分についてですが、執行部に改めて確認いたしましたところ、第100条第1項に基づき、記録の請求があった場合には、原則原本の提出となるとの見解が示されましたので、ご報告いたします。つまり黒塗りはされていない、栃木市役所にある資料ということになります。ただし、そうした資料には、個人情報、企業の技術、ノウハウなどが含まれている場合もあると思いますので、その取扱いには注意が必要となってまいります。その点、よろしく願いいたします。

それでは、民生常任委員会の資料や会議録の分析を行いたいと思います。

ここからは暫時休憩をさせていただきます。皆さんと資料の突き合わせをしたいと思います。暫時休憩することによってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） では、暫時休憩いたします。

（午後 1時32分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時47分）

○委員長（内海まさかず君） それでは、お諮りいたします。

皆様のご意見等に基づき、資料の請求を行います。その資料は、今年の6月にこども未来部が行った調査状況報告書がありましたけれども、その黒塗りがない部分、それと、この資料でいくと7月18日の後半の部分です。単価が入っている資料の部分です。これの黒塗りを全部抜いたものの要求をいたします。

それと、財政課に対して、予算請求時の原課から上がってくる請求書と要望書というのかな、分からないけれども、それと財政課内での決定までの資料を要求します。

あと、会計課に対して、支出命令が出ていますので、その資料も要望していきたいと思います。

8月6日の資料、令和4年ひまわり学童クラブ藤岡校補助金補助対象経費の修正についての一式の資料プラス令和5年ひまわり学童クラブ岩舟校補助金補助対象経費の修正について、黒塗りの消えた資料を請求いたします。この4点です。

また、提出期限については9月26日の金曜日とし、さらに記録の提出請求等に関する諸手続については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、そのように決定いたしました。

なお、資料等は速やかに委員の皆様を送付したいと思います。

この後の調査の流れとなりますけれども、まず書類の審査を行います。そして、次の段階は証人尋問になるのですけれども、我々的には、百条委員会的には、執行部に対して参考人という形で、例えば一般的な補助金の流れとかというものをどうなっているのですかとかいう参考人を呼んで聴取することができるのですけれども、そういうこともやっていきたいなと思いますが、皆さん、それでご了解いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 参考人招致ということも視野に入れていきたいと思います。

流れとしましては、我々の調査では、補助金の交付の経緯、行政内部の資料を基にやっていきます。その後、1,200万円、この補助金、合計2,400万円ですが、これがどう使われたかという実態の

調査も行っていきたいと思います。

◎閉会の宣告

○委員長（内海まさかず君） 以上をもちまして委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後 2時51分）